

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月4日(火) 午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (18名)

農業委員 (7名)

会長

8番 榊原 照博
1番 野口 敏春
2番 西村 正史
3番 川下 始
4番 川崎 豊洋
6番 市丸 義則
7番 中島 政秀

農地利用最適化推進委員 (11名)

笹本 和彦
池田 信文
江下 久子
田島 一昭
蕪竹 敏治
大岡 利昭
内田 圭一郎
浦田 進
内田 秀敏
三原 仁
田久保 孝一

欠席委員 (農業委員1名)

5番 福江 晋

(推進委員0名)

4. 議事日程

- 議案第72号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画の策定について
- 議案第73号 農地法第4条第1項第8号の規定による証明願について
- 議案第74号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 議案第75号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
(あっせん)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 片山 博文
農地係長 大岡 寿憲
主 事 増山 心美

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第20回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員7名、推進委員11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、2番の西村委員と3番の川下委員よろしくお願ひします。</p> <p>さっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第72号4件、議案第73号1件、議案第74号5件、議案第75号1件となっております。</p> <p>それでは引き続き、議案第72号、農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画の策定について、同法第19条第6項の規定に基づく意見書の提出について、町長より地域農業経営基盤強化促進計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第72号1番から4番は、関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	異議なしと認めます。

事務局	<p>それでは一括して農林水産課より説明をお願いします。</p> <p>(議案説明)</p> <p>なお、本件議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項で、市町村は地域計画を定め、またはこれを変更するときはあらかじめ農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聞かなければならないとされていることに基づき、意見聴取を行うものです。</p> <p>農業委員会の皆様につきましては、議案に記載してある内容が、農業委員会で作成した目標地区の素案を踏まえた内容になっているかを審議する必要がありますので、よろしくお願いします。</p>
農林水産課・林田	<p>(議案説明)</p> <p>農業委員会の皆様にご意見いただきたいのは、座談会の結果を踏まえた内容となっているか。</p> <p>目標地区の素案を踏まえた内容になっているかという点についてでございます。</p> <p>議決のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、議案第72号1番から4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
中島委員	<p>4番の地域内の農業を担う者一覧を別紙1で作ってありますが、伊福地区では、法人は、一覧には入れてないのですか。</p>
農林水産課・林田	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>地域内の農業を担う者一覧については、農政係から認定農業者の一覧を農業委員会の方に渡して、それに基づいてチェックを入れていただいています。</p> <p>太良町だけでなく町外に農地を持っている広域認定の法人等については、すいません、入っていない状態です。</p>
中島委員	<p>そしたら、その部分はプラスされると考えて良いですか。</p>
農林水産課・林田	<p>1の(1)⑤区域内において、今後農業を担うものが引き受ける意向のある農地面積の合計等の数字、2の(2)の集積率が変わってくると思</p>

市丸委員	<p>ます。</p> <p>大浦の場合、この農業を担う者一覧があるんですけども、認定農業者だけになっているのは何か理由があるんですか。</p>
農 林 水 産 課・林田	<p>最初に説明したように、認定農業者というリストを渡して、目標地図に色をつけたので、4地域内の農業を担う者一覧に関しては、認定農業者、新規就農者という資格を持っている方しかチェックがついてないです。</p> <p>4の下のところに、注1、2行目に基本構想水準到達者は「到達」とありますので、認定農業者とかの資格はないけれども、それにふさわしいレベルで農業をされている方を挙げれば、一覧に加えることができました。</p> <p>ただ、私の方で、「到達」している方がどこまで入れて良いのかというのが判断できなかったなので、認定農業者というところで線引きをさせていただいたところです。</p>
西村委員	<p>これまでの説明を聞けば、とりあえずは、今この議案で出来たもので出しますということによかですか。</p>
農 林 水 産 課・林田	<p>先ほど説明しました広域認定を受けている方については、明らかにこちらが入れ忘れていた部分ですので、これを修正した上で策定することにさせていただきますようお願いいたします。</p>
議長	<p>他にありませんか</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め議決をとります。</p> <p>議案第72号1番について、意見なしと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は意見なしと認め、町長へ回答します。</p> <p>続きまして、2番について意見なしと判断する方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は意見なしと認め、町長へ回答します。 続きまして、3番について意見なしと判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、3番について意見なしと認め、町長へ回答します。 続きまして、4番について意見なしと判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、4番について意見なしと認め、町長へ回答します。</p>
議長	<p>(農林水産課・林田退出)</p> <p>続きまして、議案第73号、農地法第4条第1項第8号の規定による証明願について、別紙関係人より証明願いを受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請面積が200㎡未満の農業施設となるので、農地法第4条第1項第8号の案件になります。 申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。</p>

議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された市丸農業委員及び浦田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
市丸委員	<p>ここは、29日に浦田推進委員と現地確認に行ってきました。</p> <p>申請人の〇〇さんは、現地の前が自宅にということで、自宅で待っていておりました。</p> <p>先ほど説明がありましたけど、これは40年前に建てられたそうです。そのときに、許可をもらって建てなければいけないということを知らなかったそうです。</p> <p>今回、なぜ申請されたかという、相続登記等の手続きで農業委員会に来た時に、申請を出さなければいけないということで、今回出されたということでした。</p> <p>施設内の確認もしましたが、農業用倉庫として使用されていました。農地も家庭菜園として野菜を栽培されていました。北側の方は、今度夏みかんなどを植えますということでした。</p>
浦田推進委員	<p>ご主人が亡くなられて、農機具をそのままにしておくのももったいないので、したことなかけど頑張ってみようかなという〇〇さんの話でした。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第73号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第73号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は許可相当と認め、証明書を発行します。</p> <p>続きまして議案第74号、農業基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律による賃借権及び使用貸借権設定について、町長より農用地利用集積計画を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p>

事務局	<p>それでは1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、西村農業委員及び笹本素審委員から調査報告をお願いします。</p>
西村委員	<p>貸人の〇〇さんにつきましては、トラックの運転手をされているということで、1月21日に電話で議案の内容を説明し、了解を得ています。</p> <p>現地調査については、1月30日に、借人の〇〇さんと笹本推進委員で確認しました。</p> <p>周辺が山林になっているところがあって、迷われているところもあったんですが、最終的には議案通りで申請しますということでした。</p> <p>みかん園については、大変手入れされていて、よく管理されております。</p> <p>以上です。</p>
笹本推進委員	<p>周りのみかん畑もよく手入れをされておりました。</p> <p>良いみかん畑になっていたと思います。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第74号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第74号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして2番について、事務局の説明の前に西村農業委員は、この議案の関係人でありますので、農業委員会等に関する法律第31号の規定に</p>

	<p>基づき、議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(西村委員退席)</p>
議長	<p>それでは、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び笹本推進委員から調査報告をお願いします。</p>
野口委員	<p>1月30日に、笹本推進委員と〇〇さん、〇〇さんで現地を確認しました。</p> <p>現地については、よく手入れがされていて、きれいにしていました。</p> <p>借りられないところは、荒れていて耕作されていない状況でした。</p>
笹本推進委員	<p>現地は、電柵をされてましたけど、その日もイノシシが現場にいて、かなり多いような感じがしました。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第74号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第74号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p>

	(西村委員着席)
議長	続きまして3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された市丸農業委員及び浦田推進委員から調査報告をお願いします。
市丸委員	1月31日、浦田推進委員、〇〇さん、〇〇さんと現地調査に行ってきました。 ここは、〇〇さんが以前貸していた農地で、みかんを作っておられたんですけど、やめられたために荒れていたもので、同じ集落の方で作っていたきたいとの希望で、〇〇さんに作ってもらうことになったそうです。 前回の設定期間が令和2年から5年間の期間でした。前は〇〇さんになっているんですが、亡くなられたために、今回は自分と契約されたということでありました。 品目は、玉ねぎです。 ここは、非常に玉ねぎに適した土地ということでは言われていました。
浦田推進委員	市丸農業委員が言われた通りです。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第74号3番について、ご異議ご意見ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第74号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。

事務局	<p>したがって、3番は原案どおり認められました。 続きまして4番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された江下推進委員から調査報告をお願いします。</p>
江下推進委員	<p>2月2日に、現地の方で会長と〇〇さんと〇〇さんと内容等を確認しました。この通りで間違いはないということでした。米60キロは結構多いですと伝えたところ、おいしいからということ、その一言でした。</p>
議長	<p>続けて私の方からはありません。 調査報告が終わりました。 それでは議案第74号4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。 議案第74号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、4番は原案どおり認められました。 続きまして5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された田島推進委員から調査報</p>

	<p>告をお願いします。</p>
田島推進委員	<p>2月2日に、会長、江下推進委員、〇〇さん、〇〇さんの立ち会いのもと現地確認をしてきました。</p> <p>現地はハウスがありましたが、いちごが植えてあって、今回は再設定ということでした。</p> <p>賃借料の方もその通りで間違いないと両方から確認をとりました。</p>
議長	<p>続けて私からですが、特にありません。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第74号5番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第74号5番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、5番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第75号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(あっせん)、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による所有権移転について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>本件につきましては、11月29日にあっせん会議によって、あっせんが成立した案件になっています。</p> <p>今回の農業委員会総会にかけまして、農業公社から買主の方への所有権を審議するものです。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>あっせん委員の野口農業委員及び田島推進委員から補足の説明はあり</p>

議長	<p>ませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは議案第75号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第75号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第20回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございますございました。おつかれさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 7 年 2 月 4 日

会 長 榊 原 照 博

議事録署名者 野 口 敏 春

議事録署名者 西 村 正 史